

特別防衛監察の状況について（概要）

1 対象項目

「次期戦闘機の機種選定手続に係る公正性の確保の状況」について、主として以下の観点から防衛監察を実施。

- (1) 自衛隊員倫理法及び自衛隊員倫理規程等の遵守状況
- (2) 内局通知（「次期戦闘機選定業務に従事する職員が業界関係者等と接触する場合における対応要領について（通知）」（防計第110号、経航第110号。23.1.6））の遵守状況
- (3) 関係書類等の管理状況

2 対象機関等

次期戦闘機の機種選定手続に係る防衛省の機関等（事務次官、内部部局、統合幕僚監部、航空幕僚監部、技術研究本部及び装備施設本部）

3 監察実施の概要

平成23年2月28日から特別防衛監察を開始し、以下の事項を実施。

- (1) 接触報告書の取得・分析
- (2) 次期戦闘機の機種選定手続の進捗状況等に係る情報の収集・分析
- (3) 実地監察（調査票による調査、現場確認及び個人面談）
 - ア 第1回実地監察（平成23年5月16日～6月3日）
 - イ 第2回実地監察（平成23年10月25日～11月22日）

4 これまでの監察の状況

(1) 全般

「自衛隊員倫理法及び自衛隊員倫理規程等の遵守状況」、「内局通知の遵守状況」及び「関係書類等の管理状況」等の観点から見て、現在までのところ公正性の確保を阻害するような状況は認められず。

- 内部部局及び航空幕僚監部をはじめ各機関等においては、次期戦闘機選定業務に従事する職員が次期戦闘機の機種選定手続の公正性を確保することの重要性を認識し、業務に従事している状況を確認。
- (2) 自衛隊員倫理法及び自衛隊員倫理規程等の遵守状況
 - 利害関係者との間の自衛隊員倫理規程等に違反する行為は確認されず。
 - 接触の相手方が特定の企業等に偏っているとといった不自然な状況も認められず。

(3) 内局通知の遵守状況

ア 接触目的

内局通知において認められていない目的での接触は確認されず。

イ 接触場所及び接触方法

内局通知において認められていない場所及び方法での接触は確認されず。

ウ 接触報告書の提出

○ 第1回実地監察において、業界関係者による儀礼上の挨拶を目的とした接触の際の接触報告書の提出の要否に関する認識が統一されておらず、こうした接触の際の接触報告書の提出状況が部署毎に異なっていることを確認。

○ 防衛監察本部から関係機関に対し、業界関係者の挨拶の際、当該業界関係者が次期戦闘機関連業務に従事しているか明確でない場合は、広く接触報告書を作成・提出することが望ましい旨の注意喚起を実施。

エ 働き掛け（注）への対応

業界関係者又は外国政府職員からの働き掛け及び防衛省側からの情報の漏えい等は確認されず。

（注）業界関係者が次期戦闘機選定業務に従事する職員に対し、①法令等に違反する行為、②職務上非公開とすべき情報の公開、③特定の業界関係者に対する有利又は不利な取扱い（不作為を含む。）を求めること。

(4) 関係書類等の管理状況

○ 機種選定手続に係る一部の文書が行政文書として管理されていない状況が認められたものの、それ以外には規則を遵守していない状況は確認されず。

○ 航空幕僚監部においては文書保管施設を改修したり、特別に規則を定めて文書保管施設への立入りを制限するなどして、情報漏えい・流出防止を図っていることを確認。

○ 関係書類等の閲覧、複製・配布の状況についても、規則に反する状況は認められず。

5 今後の対応

今後、次期戦闘機の機種選定手続に係る公正性を確保するため必要と判断された場合には、更に追加的な調査を実施。

（参考）

| | 調査票による調査 | 個人面談 |
|-------------|---|--|
| 第1回 実地監察 | 次期戦闘機選定業務に従事する職員 全員（139名） | 次期戦闘機IPTの構成員をはじめ実質的に 提案要求書等の作成業務に従事している課長 等以下の職員全員 （139名） |
| 第2回 実地監察 | 次期戦闘機選定業務に従事する職員 及び国内企業参画検討業務に従事す る職員全員 （111名） | 次期戦闘機機種選定調整会議の委員及び次期 戦闘機IPTの構成員並びに国内企業参画検 討業務に従事する職員の一部（62名） |